

# 浦安ジュニアイースターズ

## < 規 約 >

### 【第1章】 総則

#### 第1条（名称および所在地）

浦安ジュニアイースターズ(略称:イースターズ、以下「本チーム」とします)と称し、本部を代表者宅に置きます

#### 第2条（所属）

浦安市少年野球連盟に所属します

#### 第3条（目的）

「挨拶」「楽しく」「努力」をモットーとし、部員・保護者・指導者・OB全員が、野球を楽しむ事を第一に、親睦を図り、少年野球の発展に寄与し、所属する部員の野球技術向上・マナーの習得・健全育成・健康増進を目的とします

#### 第4条（活動）

第3条の目的達成のため、以下の活動を行います

- (1) 軟式野球を中心としたスポーツ活動
- (2) 各種野球大会への参加
- (3) 地域との親睦を図るための地域主催祭事への積極的参加
- (4) その他本チームの目的達成のために必要な活動

### 【第2章】 組織

#### 第5条（部員資格）

##### (1) 入部

以下要件を満たす者であれば年間を通じて入部可能とします

- ① 浦安市内に在住する小学校1年生から6年生の男子・女子で、保護者の承認を得た者
- ② 規律を良く守り、積極的にチームに馴染める者
- ③ 真面目に試合・練習・合宿等に参加できる者
- ④ 未就学児その他代表者および監督が入部を了承した者

なお、入部にあたっては代表者宛に所定の入部届を提出しなければなりません

##### (2) 退部

- ① いかなる場合でも本人の自由意志で代表者（および監督）に対し退部を申告することができます
- ② 以下に該当する行為を行った者は代表者（監督）より退部を求める事があります
  - i) みだりに試合・練習時間に遅れ、または休む者
  - ii) チーム方針以外で他チームの試合・練習等の活動に参加した者
  - iii) チームワークを守れない者、身勝手な行動を取る者
- ③ 退部は退部届の提出と代表者の承認を以って手続き完了とします
- ④ 卒業による自動退部は退部届の提出を必要としません
- ⑤ 一度退部した場合、特段の事情により代表者が認めた場合を除き、再入部できません

⑥ 納入済の部費・運営費等の返還については月単位で計算します

(3) 休部

以下要件に一つでも該当する場合、休部届の提出と代表者の承認を以って手続き完了とします

- ① ケガ・病気の治癒に3ヶ月以上かかると医師が判断した場合
- ② ケガ・病気の治癒に3ヶ月未満であると医師が判断した場合でも、保護者が休ませると判断した場合
- ③ 受験等、上記以外の特段の事情を有し、継続的な参加が困難な場合

(4) 移籍

市内他チームを対象とするチーム間移籍については、浦安市少年野球連盟規則に準ずる

なお、止む無き事情によって在籍が困難と代表者が判断した場合は、保護者・相手チーム代表者との協議により、期間限定で他チームでの活動を認める

## 第6条（指導者およびチーム体制）

(1) 本チームの運営を円滑・合理的に行うため、以下の役職を定めます

代表者	1名	マネージャー	各部1名
監督	各部1名	審判員	2名以上(協会所属含む)
ヘッドコーチ	各部1名	会計監査	1名
コーチ	必要人数	顧問	1名

(2) 代表者の選任は総会による承認(3/2以上の賛成)を以って決定します

監督は代表者による指名、以下については代表者・監督による協議の上、コーチ会議にて正式に決定します

(3) 代表者・監督以下、各々の任期は1年とし、再任は妨げないものとします

また部員が在籍するコーチについては部員の退団後1年間はコーチとして継続して部員の指導にあたります(但し、強制力はありません)

(4) 5年生以上を「1部」、4年生以下を「3部」と定め、それぞれのスケジュールに沿って練習・試合等を行います。部員の人数等によってチーム戦略、指導方法、安全面を考慮してさらに細分化できるものとします

※「1部A」「1部B」「2部(5年生)」等

## 第7条（後援会）

本チームは、チームの活動を支援し、部員の健全育成と会員間の親睦を図ることを目的とした後援会を、チームに加入登録している部員の保護者により構成します

## 【第3章】 会計

### 第8条（会計・監査および任期）

- (1) 規約第10条・11条の会計は本チーム後援会より選任された者が行い、監査は指導者より1名を選任します
- (2) 会計は責任を持って会計を担当し、監査はその出納・管理に対して厳正に監査を行います
- (3) 会計・監査の任期は共に1年とし、その再任は妨げません

#### 第9条（会計年度等）

- (1) 会計年度は毎年12月1日より翌年11月30日までとします
- (2) 監査は会計年度終了後30日以内に会計監査を行います
- (3) 会計は、監査終了後速やかに会計報告を行います

#### 第10条（運営費）

本チームの活動に必要な運営費は、下記によって捻出します

- (1) 入会金
- (2) 部費
- (3) 助成金
- (4) その他寄付金等

#### 第11条（別途徴収費）

チーム運営費に算入しない活動のための別途徴収費を下記の通り定めます

- (1) 合宿費

#### ※第11条(別途徴収費) 続き

- (2) スポーツ安全保険費
- (3) 創立記念行事運営積立金
- (4) その他、運営上必要と認められる場合は、後援会を通じて各保護者に諮り、特別に徴収することができます

### 【第4章】 部員

#### 第12条（部員の活動）

- (1) 入部を認められた者は直ちに第10条および第11条に定める部費等を納め、本チームの指定するユニフォーム  
その他活動に必要な用具等を自費で購入します
- (2) 病気他やむを得ず練習・試合等を休む場合は必ず監督に届け出ること、但し自由練習を除きます
- (3) 部員は本チームの一員として、チームワークを大切に、常に野球技術と知識、マナーの向上に努めます
- (4) 部員は事故防止のために指導者の指示に従い、規則正しく行動します

#### 第13条（部費等）

本チームの定める入会金・部費は以下の通りとし、徴収方法については後援会に一任します

入会金            1,000 円

部費    :高学年 2,500円/月

※未就学児 1,000円/月

          :低学年 2,000円/月

但し、兄弟がチームに在籍する場合は無料とする

※休部および期限付き移籍の場合の期間中は発生しない

なお、備品等で大きな金額の出費がある場合は、その都度内容と金額について事前に開示し、各家庭から徴収するものとする。

### 【第5章】 指導者

#### 第14条 (指導者の役割)

- (1) 指導の目的は部員の健全育成(団体行動に於けるルールの遵守・思いやりの心・挨拶・整理整頓等)および野球技術・マナーの向上にある事を常に念頭に置くこと
- (2) 監督は、現場の最高指導者であり、チームを統率し、練習および試合についての企画・運営の指揮にあたりと共に、部員の安全面や協調性の維持に配慮します
- (3) コーチは、監督を補佐すると共に、選手一人ひとりに気配りを行います
- (4) 監督・コーチは、キャプテン・副キャプテンをチームリーダーとして育成することにも努めます
- (5) 第4条2項により参加する各大会に於ける責任者会議・懇親会等については適任者を出席させるものとします  
なお、その際の参加費・交通費等は運営費にて負担とします(1回あたり上限7千円)

#### 第15条 (指導者の心得)

- (1) 本チームの指導者として「奉仕の精神」を持って対応します(報酬を求めません)  
試合等本チームが関わる行事に参加出来ない場合は欠席の連絡を欠かしません(代表者、または監督宛)
- (2) 部員個々に対しては公平に接します
- (3) 部員に対して最良の指導を実践出来るよう、常に知識を高め、研鑽に努めます
- (4) 率先して他チーム関係者に対しての挨拶を欠かさぬよう努めます
- (5) 指導者としての義務が遂行出来なくなった場合は、速やかに休部・退部を届け出ます(口頭)

#### 第16条 (指導者の責任範囲)

本チームは非営利組織であるため、その活動の通常範囲内で起こった事故に対しては責任を求めませんが指導の故意に起因する損害やけが等には応分の責任を求めめる場合があります

### 【第6章】 保護者

#### 第17条 (活動の概要)

- (1) 保護者は本規約についてその内容を理解・賛同し、必要な内容によっては噛み砕いて部員に理解させます
- (2) すべての部員の保護者(家庭)は「浦安ジュニア・イースターズ後援会」に入会するものとします
- (3) 活動内容を下記の通り定めます
  - ① 本チームの活動に対する支援(部員・後援会・指導者間相互の連絡調整)
  - ② 各種大会への参加、練習試合等に於ける支援
  - ③ 保護者相互の親睦と、体力向上のための活動
  - ④ その他本チームの活動に必要な事項
- (4) 後援会活動の詳細については、浦安ジュニア・イースターズ後援会規約により定めます

### 【第7章】 安全と管理

#### 第18条 (予防措置)

- (1) 本チームとしての活動中、指導者は部員の健康および安全管理に常に細心の注意を行わなければなりません
- (2) 保護者は活動当日朝の部員の体調を良く観察し、異常が認められるときは欠席するか監督への連絡を必ず

行わなければなりません

#### 第19条 (事故時の対応)

- (1) 試合・練習、その他の活動および移動時において、怪我・事故・その他病気が発生した場合、指導者および保護者は速やかに応急処置を行わなければなりません
- (2) 事故等を認知した指導者および後援会役員は、直ちに代表者への報告を行わなければなりません

#### 第20条 (保険加入および付保の範囲)

- (1) 入部した部員と指導者全員、および希望する保護者は、財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」(加入区分A)にチームが窓口となって加入手続きを行います
- (2) 第16条に於いては、この保険の補償内にて適用されるものとします
- (3) 本チームは保護者の総意と強力によって運営されるものであり、その指導はボランティアにつき、代表者・監督およびコーチ等指導者は、部員の安全には十分配慮を行います。万一事故および障害等が生じた場合、本チームが加入するスポーツ安全保険以外の責を負うものではありません

### 【第8章】 会議

#### 第21条 (総会)

- (1) 代表者は会計年度終了に合わせて、指導者および保護者で構成する総会を招集し、開催します
- (2) 総会においては、年間会計報告・活動報告・その他重要事項の報告とともに、次年度役員の選任について承認を得るものとします
- (3) 代表者は、必要に応じて臨時総会を招集することができます
- (4) 代表者は、役員および会員から会議の目的を示し開催の要求があるときは、臨時総会を招集します
- (5) 総会は、委任状を含めて過半数の出席を以って成立するものとします

#### 第22条 (指導者会議)

指導者は指導方法および内容の統一、選手の技術・体調等に関する情報交換、指導者間の親睦を目的としたコーチ会議を必要に応じて設定し、随時開催します

### 【第9章】 補則

#### 第23条 (慶弔)

以下の通りとします

- (1) 範囲は部員と保護者、および指導者とし、対象は1親等までとします
- (2) 1件につき5,000円とします
- (3) その他の慶弔については、後援会役員と協議の上、決定します

#### 第24条 (情報発信)

本チームではホームページを開設し、運営に関わる種々の情報を発信しています  
そのURLは次のとおりです

[http://sports.geocities.jp/mihama\\_junior\\_easters/index.html](http://sports.geocities.jp/mihama_junior_easters/index.html)

これにより、本チームの活動内容等で部員・保護者各位の顔写真を使用しますのでご了承願います

#### 第25条 (未決項目対応)

本規約に明記されていない事象が発生した場合は、速やかに指導者の協議により対応方法を決定し、処置を講じます

#### 第26条 (規約の改廃)

本規約の改廃については、総会の議決により行うものとします

本規約を改定した場合は、改訂版を交付するとともに、その徹底に努めます

#### 第27条 (施行)

本規約は平成25年1月20日より施行します

平成24年1月15日	制定
平成25年1月20日	一部改定
令和1年12月15日	一部改定
令和3年11月7日	一部改定
令和6年1月28日	一部改定
令和7年1月31日	一部改定